令和5年6月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記

ENEOS株式会社

齊 藤

猛

令和5年4月18日口頭弁論終結

判

決

東京都千代田区大手町1丁目1番2号 ENEOS株式会社内

控 訴 人

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

文

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第1 控訴の趣旨
 - 1 原判決を取り消す。
 - 2 被控訴人は控訴人に対し1円を支払え。
- 第2 事案の概要(略称は、原判決のものを用いる。)
 - 1 本件は、被控訴人の従業員である控訴人が、被控訴人の社内の内部通報制度によって通報をしたが、被控訴人は、①これについて十分な調査等をせず、②控訴人に対し、内部通報を理由とする不利益な取扱いや違法なパワーハラスメントをし、③控訴人の人事考課上のフィードバックは根拠を示しておらず、これらが信義則上の義務等に違反するなどと主張して、債務不履行又は不法行為(従業員の行為については使用者責任)に基づく損害賠償として、1円の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人に債務不履行又は不法行為は認められないとして、控訴人 の請求を棄却した。

控訴人は、これを不服として、控訴を提起した。

- 2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張の要旨は、控訴理由を踏まえて以下 のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び 2のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決8頁22行目の「相応の措置を講ずるべき」を「体制として整備された仕組みに基づいて適切に対応すべき」に改める。
 - (2) 原判決9頁15行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「このうち、①については、移管する前の業務実態が不明であるため、本件移管の通知は嘘の通知である。②は、控訴人が行った分析方法である線形回帰分析は、時系列データの分析に使用することは適さないため、データ分析の分析方法としては間違いであるにもかかわらず、控訴人に表計算ソフトの Microsoft Excel で分析をさせ、データ分析を行うための他の環境を与えずに、間違った分析方法による分析を事業部長らの面前でプレゼンテーションさせた点においてパワーハラスメントに当たる。また、③は、控訴人の担当業務を「グループ内庶務」のみとし、担当業務が「グループ内庶務」のみである社員は、部内では控訴人だけである点が控訴人に対する差別的取扱いであり、控訴人が有する(ア)日商簿記検定2級、(イ) com Master★★、(ウ)品質管理検定3級、(エ) Python3 エンジニア認定データ分析試験等の資格を全く考慮していないものである。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から4までのとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決30頁19行目の「上記」を「前記1(1)ア及びケ」に改め、同22

行目末尾に「控訴人は、移管する前の業務実態が不明であるため、本件移管の通知は嘘の通知であると主張する。しかし、上記のとおり、本件移管は、本件通報1に係るGSTの業務を グループ所属の が担当していたところ、 が グループへ異動にしたのに伴って同グループに移管したことが認められるのであり、控訴人の主張を採用することはできない。」を加える。

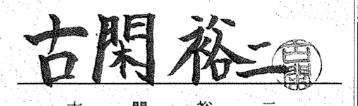
- (2) 原判決31頁13行目の「上記判断を左右するものではない。」を「説明会等において、控訴人が、データ分析の手法が適切でない等の指摘を受けて困惑するなどの場面があった事実を認めるに足りる証拠はなく、まして、■ GMや■ が事前にそのような事態を予想して、意図的に控訴人に平成29年5月業務命令を出した事実も認められないから、パワーハラスメントに該当するものとはいえない。」に改める。
- 2 以上によれば、控訴人の請求は、いずれも理由がない。よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官



裁判官



東京高等裁判所

裁判官

落井聖陽

藤井聖悟

東京高等裁判所